

判決年月日	平 1 8 年 1 2 月 2 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 1 8 年(行ケ) 1 0 0 2 9 号		
○ すべての請求項に係る発明について進歩性があったとした先の審決が審決取消訴訟において取り消され，後の審決が一部の従属項に係る発明について再度進歩性を肯定した事案において，審決の相違点の判断は誤りであるとして取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

X は、発明の名称を「多成分溶剤クリーニング系」とする特許について、無効審判請求を行い、請求項 1 ～ 1 0 のすべての発明が無効であると主張したが、先の審決は無効不成立とした。これに対し、X は、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起したところ、同裁判所は、請求項 1 に係る発明と引用発明との相違点の判断は誤りであり、その判断の誤りはすべての請求項についての審決の影響に影響を及ぼすとして、審決を取り消した。特許庁は、この判決を受けて、審理をした結果、請求項 8 に係る請求を不成立とし、その余のすべての請求項に係る発明を無効とする旨の審決をした。本件は、X が、審決のうち、特許 8 に係る発明についての審判請求が成り立たないとした部分の取消しを求めた事案である。

本判決は、請求項 8 (無効とされた請求項 4 の従属項であり、請求項 4 は請求項 1 の従属項である。) に係る発明の要旨を同請求項の記載に基づいて認定した上で、主引用例には、請求項 8 において付加された構成が開示されておらず、また、それが周知ないし自明のこととも認められないとした審決の判断は誤りであり、同構成は、同引用例記載の発明に基づき、当業者が容易に想到し得たとして、審決を取り消した。